

営業許可の手続きについて（オンライン版）

1. 手続きを始める前にご確認ください。

- ☑ 食品許可施設の施設基準^Iについて、保健所へ事前に相談している
(施設基準に適合していない場合、許可は取得できません。)
- ☑ 申請予定の施設専任の食品衛生責任者^{II}が決まっている
(食品衛生責任者の資格を取得していない方は講習会の受講申し込み済みである)
- ☑ 営業開始予定日まで2週間程度ある
- ☑ [井戸水を使用する場合] 水質検査(12項目)の結果、飲用適の水であることを証する成績書がある。(一年以内のものをご用意ください)

* 当てはまらない項目がある場合は、オンライン申請の前に保健所へお電話ください。
別途ご案内いたします。

2. 営業許可申請（オンライン申請の場合）

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」をご利用ください。

[食品衛生申請等システム URL] <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

* パソコンでの利用が推奨されています^{III}。

- ① アカウントを作成してください（IDとして利用するメールアドレスが必要です。）
- ② 申請登録を行ってください。

申請時に添付が必要な書類（データをご用意ください）

- ・ 営業設備の構造図面（または営業の譲渡を証する書類）
- ・ 食品衛生責任者の資格を有することがわかる書類（免許、修了書など）
- ・ 水質検査成績書（井戸水を使用する場合）

- ③ 申請を確認後、お電話にて検査日、手数料納入方法についてご案内いたします。^{IV}

3. 許可手数料の納入

所定の方法（別紙「食品営業許可手数料の納入方法について」参照）にてお納めください。
(手数料納入が確認できた時点で申請受付となります。ご注意ください。)

4. 施設完成の確認検査

検査の際は、営業者が立ち合ってください。

なお、施設基準に適合しない場合は許可になりません。
(不適事項については改善し、再検査を受けることになります)



5. 営業許可証の交付

食品衛生責任者の方に衛生知識を高めるための
研修会を受講していただき、許可証を交付します。
(研修会場にて、研修会費 1000 円が必要です。)



6. 営業開始

施設に「営業許可の証」を掲示してください。

(営業許可の証…細則^Vで規定されている青色のプレート)

(担当) 富山市保健所 生活衛生課
(電話) 076-428-1154

I. 食品営業施設の基準については、富山市HPの「食品の営業許可」内、施設基準をご確認ください。
[『施設基準について』 ページ URL]
<https://www.city.toyama.toyama.jp/fukushihokenbu/hokensho/seikatsueiseika/eiseishido/shokuhinnoeigyokoka.htm>

II. 食品営業許可施設には、その施設の衛生管理にあたる「食品衛生責任者」を設置する必要があります(※原則、専任で設置が必要です。兼任はできません。。「食品衛生責任者」の資格がない方は、食品衛生責任者養成講習会を受講して資格を取得してください。お申し込みは、富山市食品衛生協会までお願いいたします。
[富山市食品衛生協会HP URL] <http://www.t-eisei.org>

III. 「食品衛生申請等システム」は現在、モバイル専用画面がありません。
モバイル端末を用いて操作される方は、食品衛生申請等システムのよくある質問をご覧ください。
「1.システムの利用方法」 > 「推奨環境及び We ブラウザの設定について」
[食品衛生申請等システム「よくある質問」 URL] <https://ifas.mhlw.go.jp/faq.htm>

IV. 平日 8:30～17:15 にご連絡いたします(076-428-1154 から発信)。お電話での確認は、担当者欄に記載されている方へ行きます。別の方への連絡を希望される場合、また、そのほか日程などで連絡がある場合は、申請画面の「ファイル登録」画面内「備考」欄に詳細をご記入ください。

V. 富山市食品衛生法施行細則第六条